

子どもの人権連第36回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2021年9月10日（金） 15:45～16:15 総会
16:15～17:30 学習会
ZOOMを使用したWeb会議

活動報告

(2020年9月～2021年8月)

20年度の子どもの人権連総会(20年9月11日)が書面審議となったことから、学習会については、平野裕二さん(ARC代表・子どもの人権連代表委員)の報告「新型コロナウイルス感染症と教育をめぐる国際的動向」を、総会報告とともにいんぷおめーしょんに掲載し、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる国際的な状況と日本の課題、感染症収束後の教育についての考えを共有することができました。

感染拡大を防ぐため、人権連の活動も制約を余儀なくされましたが、第22回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業に13件の応募があり、新規1件を含む13件すべての事業に助成を行いました。各地の助成事業についての報告はいんぷおめーしょんに掲載し活動内容を共有しました。また、いんぷおめーしょんNo.160までをH.Pにアップし、子どもの権利に関する情報等を発信しました。

リーフレット「知っていますか?『子どもの権利条約』知っていますか?子どもたちの今」や子どもの権利条約紙ファイル、不織布バッグ等のグッズを子どもや教育に関係するNPO・NGO等のイベントや教職員組合の学習会・フォーラム等で配布し、子どもの権利条約の普及活動に努めました。また、子ども食堂等で日々の活動に活用できるよう、希望するところに送付しました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症予防のため、子どもの権利条約にかかわるイベントや集会在オンラインでの開催となりました。東日本大震災から10年をむかえ開催された「復興を生きる若者たちからの提言 これからの10年を考える」(21年3月)、白山オープン講座「SDGsと子どもの人権」(21年4月)等に参加し、子ども・若者に関する情報を共有するとともに人権諸団体や地域との連携強化に努めました。今後も国連の子どもの権利委員会等の動向を注視し、世界の子どもの権利保障のとりくみやアジア太平洋地域等との連携しつつ、子どもの権利条約の具現化にむけとりくみを共有していきます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、学校では感染症対策をとりつつ学習活動や行事が行われています。昨年度の日教組教育研究全国集会では、「通常より15分短い授業では、先生も早口になりがちで、とても速いスピードで授業がすすんでいった」という子どもの声や、「上からの指示に従うような対応に傾注して、子どもたちの思いや望みをくみ取る時間も労力もなかった」という学校現場の声がありました。新型コロナウイルス感染症の拡大がさまざまな混乱を生じさせた一方で、これまでの学校のあり方を見直すきっかけにもなりました。子どもの権利条約が学校に根付くよう、今後も人権連のとりくみをすすめていかなければなりません。

「活動方針（案）」

(2021年9月～)

I. 経過と情勢

子どもの人権連は1986年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本における条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

2019年には、国連子どもの権利委員会から第4・5回統合日本政府報告書への総括所見（以下、「総括所見」）が示されています。権利委員会の勧告をふまえ、子どもの権利にかかわる NPO・市民団体や自治体、教育関係者等と広く連携し、総括所見のフォローアップに努めていくことが重要です。

子どもをとりまく状況は依然として厳しく、昨年から続く新型コロナウイルス感染症も子どもたちの生活に少なからず影響を及ぼしています。

厚生労働省の調査（8月27日公表）では、20年度に児童相談所が虐待として対応した件数は20万5029件に上り、初めて20万件を超えました。外出「自粛」による家庭内のストレスが子どもに向かっているケースや面前DVの増加も報告される中、厚労省は、「前年度比5.8%増とこれまでより伸びが鈍化したのは、外出自粛や臨時休校などで虐待が表面化しにくかった可能性もある」としています。改正児童虐待防止法（20年4月施行）が実効あるものとなるよう、児童相談所の人員増、体制強化とともに保護者へのケアや啓発が急務です。

また、子どもの自死は499人と、19年の399人から大きく増加しています。自死の原因の6割は不明（文科省調査）で、複合的な要素が絡みはつきりと解明することは困難である一方、「孤立」や「無価値観」がキーワードであるとする専門家もいます。6月、文科省「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において審議のまとめが公表され、「自殺予防のあらゆる段階において、チームとして関わることの大切さ」「自殺予防を充実させるためにどのようなネットワークをつくることができるのかを検討していくこと」等が強調されました。「総括所見」においても国に対して、防止措置の実施、学校へのソーシャルワーカーや心理相談サービスの配置等が要請されています。学校の環境整備とともに子どもにかかわる NPO・NGO 等と学校との日常的な連携をつくっていく必要があります。

子どもの7人に1人が相対的貧困状況にあり、ひとり親家庭の貧困率が48.1%にも上っている中、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、「子ども食堂」の活動が困難になっていることで、支援の必要な子どもに対するケアが届きにくい状況です。「子どもの貧困対策に関する大綱」（19年改正）には、「教育」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労」「生活の安定」「経済的」支援の指標が示されていますが、子どもの権利保障のための具体策を実現させていかなければなりません。

また、文科省・厚労省は初めてヤングケアラーについての調査を行い、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%が「世話をしている家族がいる」実態が公表されました。子どもの意見が反映される調査を継続実施し、必要な支援につなげる相談体制の充実、福

祉施策の見直し等、子どもが「子ども時代」を享受できるような措置を求めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症が子ども・若者にまで広がる中、学校では消毒作業をはじめ感染予防対策をしながらの授業や行事を行っている状況です。黙ったままの給食や掃除を続けざるを得ない学校もあり、就学前や低学年では特に、感情や表情の豊かさを育むことに影響が出るのではないかとの声も聞かれます。昨年度中止になった全国学力・学習状況調査や体力・運動能力、運動習慣等調査も今年度は実施され、学校現場は、「一斉休業以前の状態」に戻ることを余儀なくされつつあります。

また、「GIGA スクール構想」の前倒しにより、20年度中の小中学校「1人1台パソコン」が急速にすすめられました。保守・アクセス環境において自治体間格差があることや、学習履歴・ビッグデータの取り扱いに関するガイドラインがないことなど、課題は山積したままです。教育産業の参入による教育の企業化・商業化により「学び」の質が変わることも懸念されます。子どもの権利委員会の「すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないように」という警鐘をふまえることが重要です。教育の機会均等やインクルーシブ等の観点から、遠隔・オンライン授業はあくまで子どもの学習活動を補完するものであり、子ども自身の意見を聞きながら、すべての子どもの Well-Being につながる ICT の活用を考えていかなければなりません。

中教審は1月、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について答申し、今後めざす学校教育を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」としました。内容は、幼児教育から高校教育まで多岐にわたっており、「質の向上」が求められる中で「個別最適な学び」が自己責任論に転化されることが危惧されます。義務標準法改正により小学校において順次 35 人学級に移行することや、医療的ケア看護職員・スクールカウンセラー等の配置促進をはかるため学校教育法施行規則が一部改正されるなど、教育環境改善の動きは見られますが、一層の拡大をはかりすべての子どもが安心して学べるための環境を整えることは喫緊の課題です。

障害のある子どもをめぐっては、総務省からの勧告を受け、厚労省がすすめる早期発見、早期支援の名のもと「早期振り分け」が行われており、子どもの全体数が減少している中、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は毎年過去最高を更新しています。また、本人・保護者が地域の普通学級を希望しても、特別支援学級や特別支援学校をすすめる事例が後を絶ちません。高校においては定員内不合格の問題など課題は山積しています。

中教審答申の特別支援関係では全体的に「社会モデル」の観点になっておらず、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置くことは残りましたが、特別支援学級在籍児童の普通級への副籍については削除されました。

医療的ケアに関しては、医療的ケア児への支援を学校設置者の責務とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が6月に成立しました。中教審答申とあわせて、看護師等の中学校校区への配置やその他必要な措置が明記されています。

「総括所見」では、「統合された学級におけるインクルーシブ教育を発展させかつ実施する」ことなど、ともに学ぶ環境を整備することが強調されています。障害者権利条約第24条「教育」では「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」や、

「障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とされています。私たちは障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめ、延期されている障害者権利条約に対する日本政府報告の国連審査を注視するとともに、だれも排除されない施策の充実や、地域で共に学ぶことを保障するインクルーシブ教育を推進することが急務です。

文科省調査（20年10月公表）によると、小中学校・高等学校におけるいじめの認知件数は約61万件、不登校を含む長期欠席者の数は約32万件で、過去最多となっています。また、「パソコンや携帯電話等を使った誹謗・中傷」は1万8000件と年々増加し、SNS上での誹謗・中傷が原因とされる若者の自死が大きく報道されるなど深刻な状況です。

日本政府は、国連子どもの権利委員会から再三にわたり、過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化するよう勧告されています。全国学力・学習状況調査が学校への点数・順位向上のプレッシャーとなり、教育課程を変更しての事前対策や独自テストなどの強化が行われている現状を変えていかなければなりません。

学校における体罰は禁止されているものの事例は後を絶たず、19年度処罰された件数は685件（文科省調査）となっています。また、家庭においても、しつけのために子どもに体罰をすることを容認するとした回答者は41.3%（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン調査）で、依然4割が容認しており、「怒鳴りつける」など子どものこころを傷つける罰についても4割が容認しています。

現在、子どもへの懲戒権をめぐる民法の改正議論がすすめられていますが、子どもの権利委員会から「あらゆる現場で実際に体罰を解消するための措置を強化すること」が勧告されていることをふまえ、子どもの人権を守るとりくみをすすめる必要があります。

5月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立しました。この法では、教員による性暴力等は子どもの権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えること、国・教員免許授与権者・学校に防止の責務があること、子どもの権利を擁護することが明記されています。一方で、子どもへの性暴力は学校内だけで起きているわけではなく、あらゆる場面において子どもの人権が守られる包括的なとりくみが必要です。

また、思春期の子どものセクシュアル/リプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）については、「総括所見」の6つの優先的対応分野の1つとして「深刻」な懸念が表明されています。「包括的政策」の策定と幼年期からの効果的教育の推進も喫緊の課題です。

「少年法等の一部を改正する法律」（以下、「改正」少年法）が成立（5月21日）し、22年4月から施行されます。18・19歳を「特定少年」として引き続き少年法の適用対象と位置づけた一方、「原則逆送」対象事件の拡大やぐ犯の適用除外、起訴された場合に実名報道が解禁されることなど、17歳以下とは異なる取り扱いが定められました。「改正」少年法の施行による厳罰化がすすみ、更生の機会を失っていくことが危惧されます。少年法の「健全育成目的」は「特定少年」にも及ぶとされていますが、今後、「原則逆送」対象事件に対する慎重な判断や実名報道への配慮、従来のぐ犯適用少年に対する行政的・福祉的支援が

求められます。

「総括所見」では「子どもの犯罪の根本的原因を研究し、防止措置を緊急に実施すること」が求められており、子どもの背景にある様々な社会的な問題や子どもの人権が十分に保障されていないという現状を解決することがまず必要です。

東日本大震災、東電福島第一原発事故から10年が経過しました。しかし、避難生活者は未だに40,128人を数え（復興庁21年6月）、被災3県に居住していた9,191人の子どもが依然として別の居住地で学校生活を送っています（文科省20年5月）。「復興を生きる若者たちからの提言 これからの10年を考える」シンポジウムでは、「支援された私たちが、今後は支援する側になり、子どもたちの居場所をつくりたい」という若者の声がありました。私たちは、震災・原発事故を風化させることなく、子ども期の被災体験がその後及ぼす影響を見守り続け、支援策を講じる必要があります。

少子化傾向に歯止めがかからない中、21年度「骨太の方針」に「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため」として、子どもを支援する行政組織の創設の早急な検討が盛り込まれました。「乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って」としてはいますが、少子化対策や省庁創設のみに矮小化されることが危惧されます。

子ども施策は、子どもの権利条約を基盤とした総合的な法律の制定、子どもの権利法を具現化する行政機関の設置、独立した子どもの権利擁護・監視機関の設置の3点を包括的にすすめていくことが必要です。また、当事者である子どもの参画は不可欠です。「総括所見」や「一般的意見」を反映させ、既存の法律や府省庁のこれまでの連携のあり方等、包括的・総合的に検証し、子どもの権利条約にもとづいた子どもの権利保障をめざしてすすめられなければなりません。

子どもの人権連は、今後も子どもの権利条約の広報活動とともに総括所見のフォローアップに努めていきます。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまでの人権連が果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめつつ、引き続き子どもの権利条約や社会権規約など人権諸条約の具現化にむけとりくんでいきます。

II. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」などに他団体、NPO等と連携して参画します。
- (3) 市民と国会議員の会に参加し、「子どもの権利に関する包括的法律」の制定や施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化をすすめます。
- (4) 国連の人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、特に子ど

もに関連するものについて情報発信、普及啓発をすすめるとともに、具現化にむけとりくみます。

- (5) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。
- (6) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (7) 子どもの権利条約ファイルやバッグ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (8) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (9) 子どもの権利条約の具体化のための学習会等に代表委員などを講師として派遣します。
- (10) 機関誌「いんふおめーしょん」の発行、ホームページの活用等をとおして、情報発信や子どもの権利条約の啓発・広報を充実させます。
- (11) 人権連の活動の基盤強化に努めます。